

あいち女性の活躍プロモーションリーダー設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内企業等における女性の活躍促進を図るため、「あいち女性の活躍プロモーションリーダー」（以下「プロモーションリーダー」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 プロモーションリーダーは、愛知県女性の活躍企業認証要綱第3条に定める女性の活躍認証企業のうち、第3条の活動を行う者に、知事が委嘱する。

(活動内容)

第3条 プロモーションリーダーは、次に掲げる活動のうち1つ以上の活動を行うものとする。

- (1) 取引先企業等への女性の活躍及び県施策活用の働きかけ
- (2) 女性の活躍促進に係る県事業への協力
- (3) 女性の活躍推進に取り組む企業等へのメリット付与
- (4) 女性の活躍に関する経験及び知見の供与

(県の支援)

第4条 県は、プロモーションリーダーの活動を支援するために、資材の提供等、必要な措置を行う。

(活動の報告)

第5条 プロモーションリーダーは、毎年度1回、当該年度中に実施した活動について、「あいち女性の活躍プロモーションリーダー活動報告書」（別紙様式）により、知事に報告するものとする。

(委嘱期間)

第6条 プロモーションリーダーの委嘱期間は、知事が女性の活躍認証企業に第2条の委嘱を行った日から当該女性の活躍認証企業の認証期間が終了する日までとする。ただし、認証が更新された場合は、プロモーションリーダーの委嘱も自動的に更新されるものとする。

(解嘱)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、委嘱を解くものとする。

- (1) プロモーションリーダーから解嘱の申出があった場合
- (2) 女性の活躍認証企業の認証を取り消した場合
- (3) その他知事がプロモーションリーダーとしてふさわしくないと判断した場合

(事務)

第8条 プロモーションリーダーに関する事務は、愛知県県民文化局男女共同参画推進課が所掌する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月14日から施行する。